

西ノ島町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

西ノ島町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	…… 1
2. 目標	…… 2
3. 計画の期間	…… 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	…… 3
5. 今後のフォローアップについて	…… 5

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための取り組みの一環として位置付ける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

### (2) 対象

本計画は、西ノ島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が服務監督を行う、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とする。

### (3) 本町の現状

本町では、平成31年3月に島根県教育委員会で策定された「教職員の働き方改革プラン」に基づき、教育職員の働き方改革を推進し、令和5年度、「働き方改革挑戦校」の指定を受け時間外在校等時間を削減する取り組みを行ってきた。その結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下ようになった。

（単位：時間/月）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	41.6	35.9	39.3
中学校	70.5	52.3	39.9

挑戦校チャレンジをきっかけに徐々に時間外在校等時間は減少し、効率的に勤務をする傾向が見られるようになってきているが、教育職員が過重な負担を抱える状況は、教育の質の低下につながりかねないと考える。そこで、今後さらに時間外在校等時間を削減するため、業務の削減・精選と合わせ、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を図ることが必要である。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間の縮減

- ・全ての教育職員が年間360時間以下とする
- ・全ての教育職員が1箇月45時間以下の割合を100%にする

### (2) 休暇取得率の向上

- ・全ての教育職員が、年5日以上年次有給休暇を取得する
- ・全ての教育職員の年次有給休暇取得平均日数を17日以上とする

### (3) 仕事へのやりがい向上

- ・「働きやすい環境である」と回答した教育職員90%以上とする
- ・「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員90%以上とする
- ・教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などによりいきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感することを目指す

## 3. 計画の期間

2026年(令和8年度)～2030年(令和12年度)【1年ごとの更新】

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容のとおり取り組む。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### イ 学校以外が担うべき業務

###### ◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進すると共に、学校運営協議会  
民生児童委員会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動  
を推進する。

###### ◇放課後から夜間などにおける校外見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、  
保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への 対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和8年度中に、直接苦情等に対応する相談窓口を教育委員会に設置し、当  
該苦情等の対応を支援する。

###### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・令和10年度からの校務支援システムの導入を目指し、同システムの機能等  
を活用することによって、行政機関等から学校に発出される調査の回答に係る  
事務負担を軽減する。

###### ◇部活動（「3分類」③関係）

- ・令和9年度中に、できるところから休日の部活動の地域展開を進めると共に、  
平日の部活動についても、休日の部活動に準じて地域展開を進める。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑤⑥関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（スクールサポーター）を小学校・中学校に配置する。
- ・令和 10 年度からの導入を目指し、校務支援システムの活用により、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担の軽減に取り組む。

### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が、必要に応じ校内会議へ参加し、教育職員と連携・協働した指導体制を充実させる。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と連携し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制づくりを検討する。
- ・特別支援教育コーディネーター、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。
- ・教育支援センターと学校が連携し、支援が必要な児童生徒・家庭の支援を行う。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定することを徹底する。
- ・教育活動や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動等生活時程表の工夫を行うよう働きかける。
- ・校内でのクラウド環境活用や回覧文書のルール変更により、校務を効率化する。

- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を設置する。
- ・職員室の机や保管棚等のレイアウトを改善することにより、校務の効率化の改善を図る。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育委員会は教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、学校に対し働きかける。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・早出遅出勤務制度を活用すると共に、テレワークの導入について学校の状況を把握しながら、令和8年度中に検討を行う。

## 5. 今後のフォローアップについて

- ・取り組みの着実な実行を図るため、小中学校の教職員の在校時間の現状を把握し、毎年度西ノ島町のHPで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・教育委員会は、時間外在校等時間に係る目標達成状況について、各月ごとの学校からの報告書で把握し、その他の目標については教育職員アンケート・面談等で把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を把握し、本計画の内容に照らして課題が認められた場合には、聞き取りや指導等を実施する。当該年度中に速やかな

- 改善が図られることを目指し、当該学校に対して個別の支援および指導を行う。
- ・教育委員会は様々な機会を通じて本計画の周知を図るとともに、各学校への支援を一層強化する。各学校においては、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会の協力も得ながら、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取り組みを推進する。
  - ・令和9年度から義務教育学校へ移行することにより、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を図る。
  - ・保護者・地域住民の理解を促進するため、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、協力を得られるように取り組む。

#### 附則

○本計画は、2026年（令和8年度）4月1日から施行する。